

下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

	判事			判事補					五大弁護士 事務所の 採用者数
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B	
平成21年度	1,717	1,667	50	1,020	898	122	104	18	145
平成22年度	1,782	1,758	24	1,000	862	138	105	33	116
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99	37	81
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45	98
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54	116
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67	140
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92	154
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79	127	156
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	66	98	188
平成30年度	2,085	1,972	113	952	779	173	83	90	194
平成31年1月	2,085	2,031	54	952	795	157			

* 現在員は、12月1日現在である(ただし、平成31年は1月16日現在)。

* 任官者は、12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む(平成30年度は平成31年1月までの任官者である。)

* 平成31年1月16日に、判事補から判事に66人任官し、判事補83人(司法修習生から82人、弁護士から1人)を採用した。

* 五大弁護士事務所の採用者数は、株式会社ジュリスティックスのホームページ(ジュリナビ)に掲載されている情報に基づくものである。

出典：最高裁判所作成資料

平成31年3月22日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

裁判官以外の裁判所の職員の定員・現在員等内訳

区分 年度	秘書官			裁判所調査官			書記官			家裁調査官(補)			速記官			事務官等			行(二)技能労務職員		
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員
平成21年度	23	23	0	41	26	15	9,405	9,360	45	1,596	1,588	8	270	244	26	9,630	9,697	△ 67	1,124	1,014	110
平成22年度	23	23	0	41	26	15	9,480	9,394	86	1,596	1,587	9	260	240	20	9,630	9,674	△ 44	1,059	942	117
平成23年度	23	23	0	41	26	15	9,560	9,475	85	1,596	1,585	11	245	233	12	9,630	9,641	△ 11	994	860	134
平成24年度	23	23	0	41	26	15	9,640	9,541	99	1,596	1,584	12	240	219	21	9,620	9,593	27	899	769	130
平成25年度	23	23	0	41	26	15	9,688	9,627	61	1,596	1,583	13	235	208	27	9,610	9,572	38	833	721	112
平成26年度	23	23	0	41	26	15	9,732	9,685	47	1,596	1,574	22	230	204	26	9,600	9,542	58	768	650	118
平成27年度	23	23	0	41	26	15	9,771	9,706	65	1,596	1,574	22	225	199	26	9,601	9,501	100	697	586	111
平成28年度	23	23	0	41	26	15	9,810	9,747	63	1,596	1,566	30	220	195	25	9,602	9,459	143	626	534	92
平成29年度	23	23	0	41	26	15	9,834	9,776	58	1,596	1,567	29	215	193	22	9,619	9,496	123	555	487	68
平成30年度	23	23	0	41	26	15	9,853	9,785	68	1,596	1,564	32	213	187	26	9,631	9,503	128	491	440	51

* 現在員は12月1日現在である。

出典：最高裁判所作成資料

平成31年3月22日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

検事の定員・現在員等の推移

(人)

年度	定員	現在員	欠員 (A)	任官者 (B)	A - B
平成21年度	1,723	1,629	94	78	16
平成22年度	1,768	1,643	125	70	55
平成23年度	1,791	1,648	143	71	72
平成24年度	1,810	1,652	158	72	86
平成25年度	1,822	1,660	162	82	80
平成26年度	1,835	1,696	139	74	65
平成27年度	1,845	1,723	122	76	46
平成28年度	1,855	1,736	119	70	49
平成29年度	1,865	1,765	100	67	33
平成30年度	1,868	1,757	111	69	42

※ 現在員は、9月30日現在である。

※ 任官者は、12月任官者（新司法試験合格者からの任官者）である。

※ 平成21年度ないし平成24年度の現在員には、9月任官者（旧司法試験合格者からの任官者）が含まれる。
（平21:11人，平22:4人，平23:1人，平24:2人）

出典：法務省作成資料

平成31年3月22日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

【最高裁判所事務総局】

増員及び振替の経費を平年度化して計算した場合

1 増員要求及び振替増に伴う経費	
(1) 裁判官（判事40人増員）	
人件費	443,403千円
(2) 一般職（書記官15人増員）	
人件費	71,916千円
(3) 一般職（事務官44人増員）	
人件費	217,291千円
合 計	732,610千円
2 定員合理化に伴う経費（定員合理化70人）	
人件費	△427,039千円
3 判事及び書記官への振替に伴う経費（判事補25人，速記官2人）	
人件費	△277,154千円
4 差引合計	28,417千円

出典：最高裁判所作成資料

平成31年3月22日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

○平成32年1月の判事補の欠員数について

795 (平成31年1月16日現在の判事補数)
+ 127 (72期司法修習生のうち採用時に裁判官を希望していた者の数)
+ 0~5 (その他の増加)
- 86 (平成32年1月までに判事任命可能性のある62期の判事補数)
- 5~10 (その他の減少)
= 826~836

927 (25減少後の判事補定員) - 826~836
= 91~101 (欠員数)

【参考】

行政省庁等に勤務している裁判官出身者(判事補相当期の者)の人数(平成30年12月1日現在)

86人

判事補の身分を離れて弁護士職務経験中の人数(平成30年12月1日現在)

24人

出典：最高裁判所作成資料

平成31年3月22日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

司法試験合格者、判事補任官者数に占める予備試験合格者数及びその割合

期別	司法試験合格者数			判事補任官者数		
	うち予備試験合格者数	合格者に占める割合		うち予備試験合格者数	任官者に占める割合	
第66期	2,102	58	2.8%	96	5 (5)	5.2% (5.2%)
第67期	2,049	120	5.9%	101	12 (11)	11.9% (10.9%)
第68期	1,810	163	9.0%	91	7	7.7%
第69期	1,850	186	10.1%	78	8	10.3%
第70期	1,583	235	14.8%	65	11	16.9%
第71期	1,543	290	18.8%	82	22	26.8%

* 司法試験合格者数及びその内数である予備試験合格者数は、平成24年から平成29年までの司法試験の数値である。

* 判事補任官者数の内数である予備試験合格者数は、予備試験合格資格で司法試験を受験した者の数である。ただし、()内の数及び68期以降は法科大学院修了者を除く。

出典：最高裁判所作成資料

平成31年3月22日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

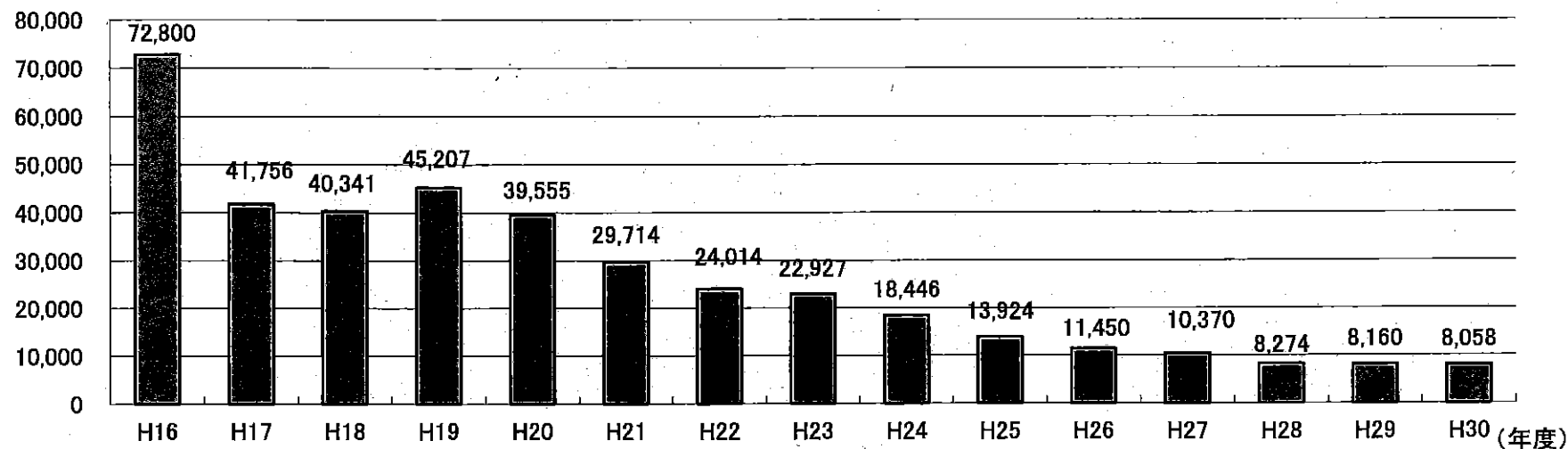
(1) 法科大学院の組織見直し

- 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

法科大学院志願者数及び入学者数

(人)

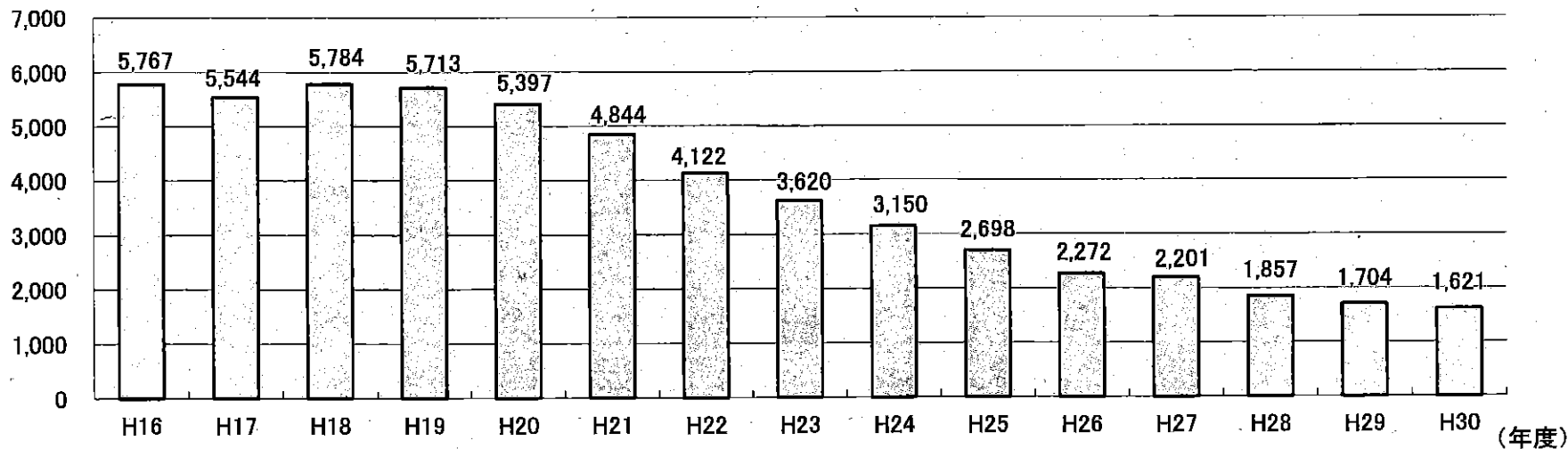
法科大学院志願者数



※「志願者」とは、「法科大学院に受験願書を提出した者」を指しているため、例えば、1人の学生が2つの法科大学院に出願した場合、2人として計上されている。

(人)

法科大学院入学者数



出典：文部科学省作成資料

平成31年3月22日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

平成31年3月15日
文部科学省高等教育局専門教育課

平成31年度法科大学院入学者の入学者選抜
志願者数及び合格者数（速報値）

○志願者数：9,116人（対前年度：1,058人増）

○合格者数：3,627人（対前年度：106人増）

※ 実際の入学者数は4月1日に確定することから、志願者数及び合格者数の確定値と併せて、例年実施している「法科大学院関係状況調査」により改めて調査を行う

出典：文部科学省作成資料

平成31年3月22日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

司法試験の結果について(平成23年～平成30年)

※平成23年の旧司法試験の結果は含まない

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
受験者数		8,765人	8,387人	7,653人	8,015人	8,016人	6,999人	5,967人	5,238人
	うち法科大学院修了資格	8,765人	8,302人	7,488人	7,771人	7,715人	6,517人	5,567人	4,805人
	うち予備試験合格資格		85人	167人	244人	301人	382人	400人	433人
短答合格者数		5,654人	5,339人	5,259人	5,080人	5,308人	4,621人	3,937人	3,669人
	うち法科大学院修了資格	5,654人	5,255人	5,092人	4,837人	5,014人	4,245人	3,544人	3,238人
	うち予備試験合格資格		84人	167人	243人	294人	376人	393人	431人
短答合格率		64.51%	63.66%	68.72%	63.38%	66.22%	66.98%	65.98%	70.05%
	うち法科大学院修了資格	64.51%	63.30%	68.02%	62.24%	64.99%	65.14%	63.66%	67.39%
	うち予備試験合格資格		98.82%	100%	99.59%	97.67%	98.43%	98.25%	99.54%
最終合格者数		2,063人	2,102人	2,049人	1,810人	1,850人	1,583人	1,543人	1,525人
	うち法科大学院修了資格	2,063人	2,044人	1,929人	1,647人	1,664人	1,348人	1,253人	1,189人
	うち予備試験合格資格		58人	120人	163人	186人	235人	290人	336人
(最終合格者数前年比)			(+39人)	(-53人)	(-239人)	(+40人)	(-267人)	(-40人)	(-18人)
	うち法科大学院修了資格		(-19人)	(-115人)	(-282人)	(+17人)	(-316人)	(-95人)	(-64人)
	うち予備試験合格資格			(+62人)	(+43人)	(+23人)	(+49人)	(+55人)	(+46人)
合格率		23.54%	25.06%	26.77%	22.58%	23.08%	22.95%	25.86%	29.11%
	うち法科大学院修了資格		24.62%	25.77%	21.19%	21.57%	20.68%	22.51%	24.75%
	うち予備試験合格資格		68.24%	71.86%	66.80%	61.79%	61.52%	72.50%	77.60%
合格点(総合評価)		765点	780点	780点	770点	835点	880点	800点	805点
(合格点前年比)			(+15点)	(0点)	(-10点)	(+65点)	(+45点)	(-80点)	(+5点)
総合評価平均点		738.91点	761.08点	760.20点	751.16点	793.16点	829.52点	780.74点	790.17点
(総合評価平均点前年比)			(+22.17点)	(-0.88点)	(-9.04点)	(+42点)	(+36.36点)	(-48.78点)	(+9.43点)

出典：法務省作成資料

平成31年3月22日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
- (7) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
 - (4) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
 - (7) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

2. 学校教育法の一部改正 【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であつて、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】
- ※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

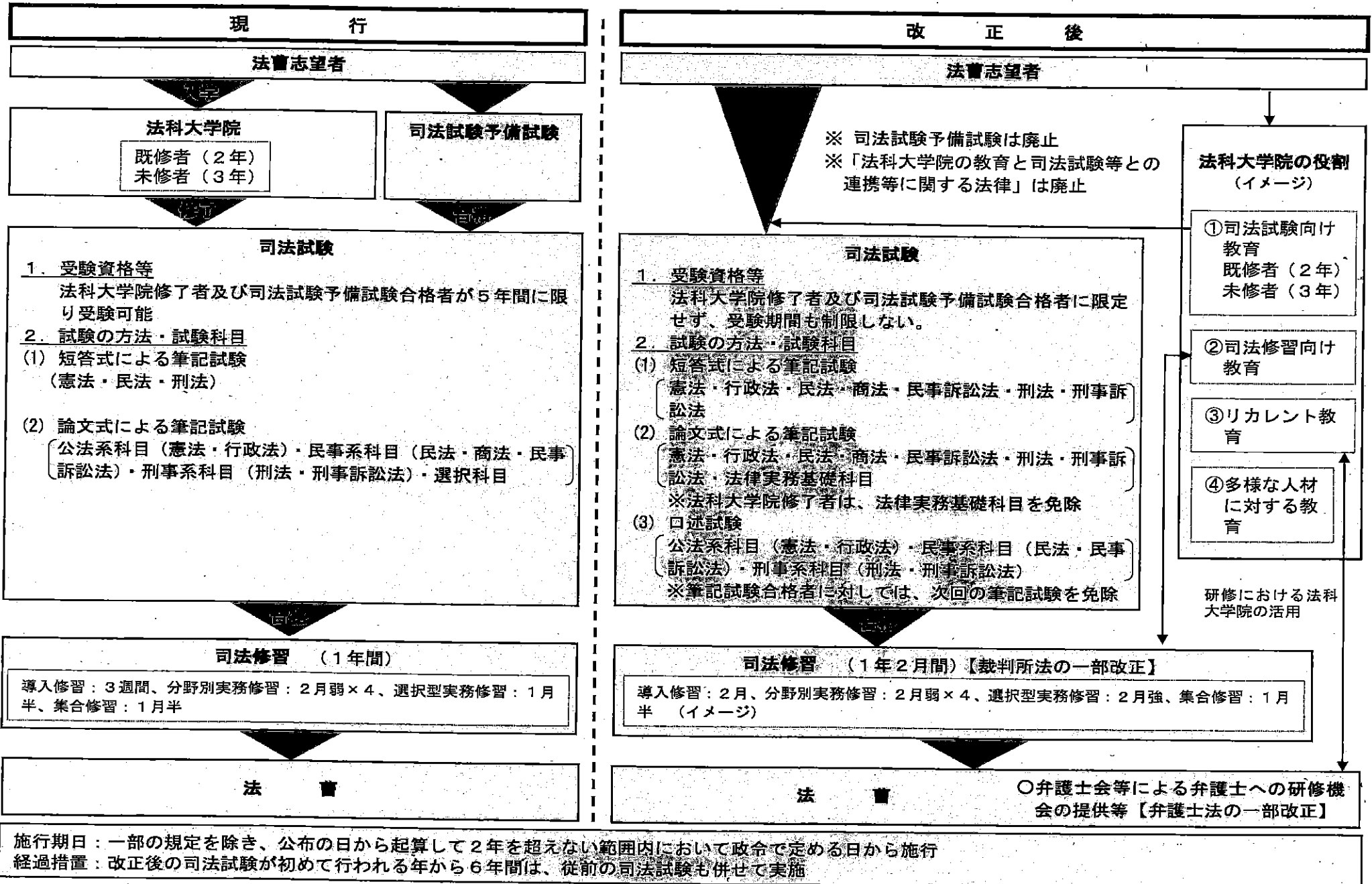
施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1. のうち3. ①に関する規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

出典：政府作成資料

平成31年3月22日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

司法試験法等の一部を改正する等の法律案について



出典：国民民主党立案の司法試験法等の一部を改正する等の法律案に基づき階猛事務所で作成
 平成31年3月22日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）